

# 平成30年度 特別栽培玉ねぎ取扱要領

H29.10.17 部会承認  
ふらの農業協同組合

1. 生産の原則・・・農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学合成された農薬及び肥料の使用量を低減することを目的として、①土壌の性質に由来する農地の生産性を発揮させるとともに、②農業生産に由来する環境への負担をできる限り低減した栽培方法を採用して生産することを原則とする。
  2. 栽培者・・・栽培希望者を公募する。（複数年に渡って栽培できる方）。
  3. 品 種・・・「北もみじ2000」を基本とする。
  4. 栽培面積・・・栽培希望面積とする。  
（ただし100haを超える面積は、調整をする場合がある。）
  5. 栽培基準・・・●農林水産省の定める特別栽培農産物ガイドラインによる。  
**北海道の慣行レベルを基本とし、化学合成農薬と化学肥料を50%以下とする。**  
化学肥料の慣行レベル 20kg/10a → **10kg/10a以下**  
化学合成農薬の慣行レベル 30成分 → **15成分以下**
  6. 収 穫・・・収穫時期は適期に実施できるものとし、扱い規格は一般品同様とする。
  7. 選果期間・・・9月～翌年4月までとする。（特別栽培独自の選果進度とする。）
  8. 選果基準・・・一般品選果基準と同様とする。
  9. 精 算・・・共計品とは別精算とする。（欠減加算は一般品と同様とする。）
  10. 検 査・・・一般品同様の検査評価を行う。
  11. 残留農薬・・・指定農薬等の残留分析を全戸対象とし、抽出検査を実施する。
  12. 管理台帳・・・対象ほ場には立札を設置し、他の栽培と区別が明確であること。  
**他の作物及び慣行玉ねぎとの境界を0.6m以上（畦1本分を隔離）離し、他の農薬等の飛散を防止する。栽培管理台帳を収穫後速やかに提出するものとする。**
  13. 使用農薬・・・**使用農薬は別表で定めた農薬のみの使用とし、それ以外の農薬は認めない。**  
日生協及び主要取引生協の排除指定農薬を基準とし、使用できる農薬を限定。  
○特別栽培農産物ガイドラインで認められている農薬の成分ポイントはカウントしない。（生物農薬、天然由来物質等）
  14. 使用肥料・・・取引先への証明が必要であるため、施肥例を参考に内容証明のできる系統肥料の使用を基本とする。
  15. 土壌診断の実施・・・作付けするほ場の土壌診断を義務づける。
- ※ 防除体系例・施肥例は別紙参照
- ※ 栽培期間中に栽培基準をクリアできなく、途中でリタイアする場合は、直ちにJAに履歴を提出してリタイアする旨を報告すること。（契約先対応のため）
- ※ 特別栽培で指定以外の農薬を使用したり、施肥基準を守らなかった場合は、翌年1年間特別栽培の研修期間として、特別栽培として取り扱わない。
- ただし、病害虫発生の恐れがあり、JA生産振興室の確認のもとに指定以外の農薬を使用してリタイアした場合は、翌年の特別栽培の取り扱いは別圃場に限り認める。